

都留市史

通史編

第三節 小山田氏の郡内領支配

支配領域

戦国期の小山田氏の支配領域については、従来、その地域を都留郡内全域とする意見と、都留市域から富士五湖周辺地域に限定されるとの意見がある。前者は『甲斐国志』以来通説化していたものであって、最近では、前述した小山田了三氏が積極的にこの意見を主張されている。これに対して近年この通説を疑問視する意見も多く、例えば、戦国期での武田氏と小山田氏との権力関係を時代を遡って整理した堀内亨氏の場合、その支配領域をはっきりと大月市以南と限定されている（『武田氏の領国形成と小山田氏』、『富士吉田市史研究』第三号）。

この点では小山田氏の権力内容を考える場合の前提となる問題であり、ここでやや詳しくその状況を検討しておきたい。併せてこれまでは余り問題にされなかった永禄二年（一五六一）に北条氏康が作製させたという『小田原衆所領役帳』（古代・中世一〇九）の中に、小山田弥三郎ほかが他国衆として記載されていることの意味も、支配領域との関連で一応の見通しを述べておく必要がある。まず、郡内領の支配領域であるが、かつて前述した表二―二の小山田氏発給文書表をもとに、その宛名となっている箇所を地図上に落してみたことがあるが（『譜代家老衆小山田氏の郡内領支配』、『戦国大名武田氏領の支配構造』収録）、今回それを改訂したものが次頁の図である。

これによって、支配文書の残っている地域が支配領域であって、皆無な地域には支配が及んでいなかった可能性が強いと主張したものであるが、もとより残存文書は諸条件で限定されたものであり、この表をもって支配領

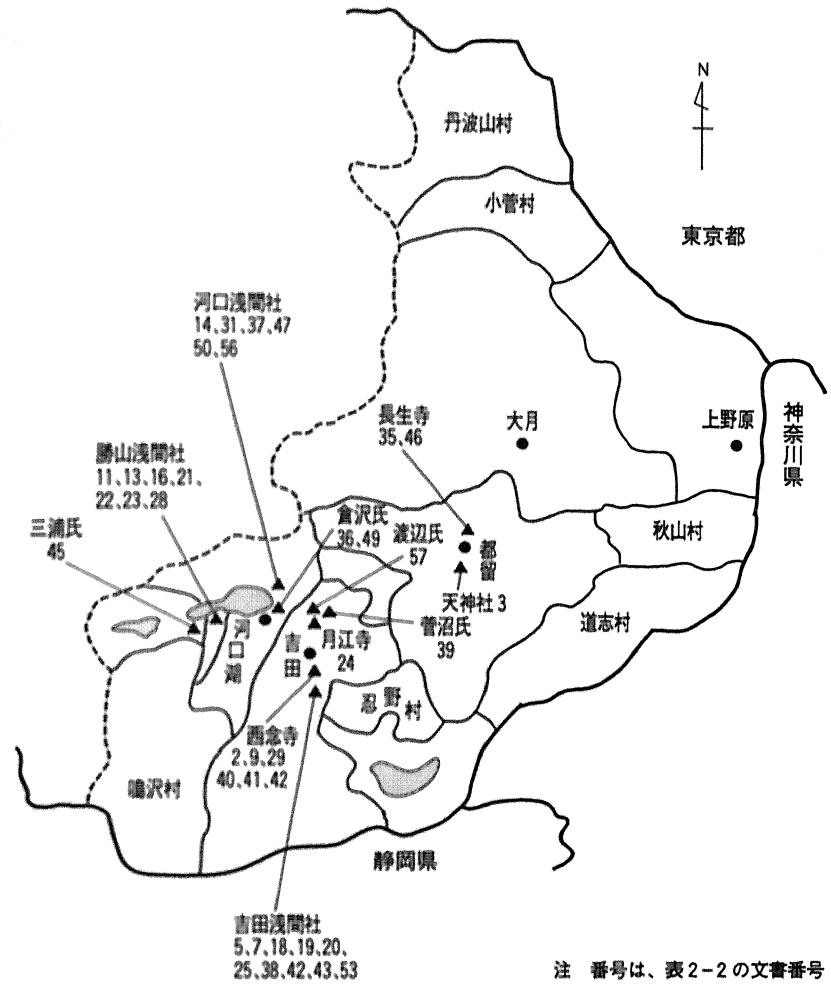


図2-5 小山田氏の発給文書宛所

域に言及したのは不適切であった。しかしながらこの表によって文書が宛てられている地域が支配領域であった点は確かめられ、かつその地域的な傾向も明らかにすることができた。問題は、こうした文書の残っていない地域に小山田氏の支配を示唆するような根拠があるか否かであって、この点に関して、『甲斐国

志』以来、小山田了三氏に至るまでの諸氏が取りあげている棟札銘や奉納太刀銘、経巻奥書なども検討する必要がある。

まず棟札であるが、前述した永正一七年（一五〇）の大月の岩殿山円通寺のものには、「駒一匹太刀一腰 当郡主護平信有」以下、一族および有力被官が連記されており（古代・中世五七）、円通寺は郡内最大の修験寺院であって、その再建に小山田氏が助力している点は早くから注目されている。同じように、丹波村（北都留郡丹波山村）の真言宗寺院・岩尾山東福寺には、天正年間の小山田氏造営を示す棟札があったという（『甲斐国志』仏寺部）。奉納太刀としては、かつて郡内に「甲州都留郡葛野郷御岳大明神 御剣として駒橋に於て元近これを打つ、天文一七年八月吉日」の銘をもつ太刀が三六本存在し（『大月市史』史料編）、これらの神剣は小山田出羽守信有が奉納したとの伝承をもち、『甲斐国志』編さん時には六本が現存しており、その奉納先はこの他に法能村（都留市）の生田明神社、道志村の熊野権現社、下和田井尻（大月市）の春日明神社、鳥沢村（大月市）の大木明神社であったというから（『甲斐国志』神社部）、当時の郡内領でこれだけの奉納が可能なのは、伝承どおり小山田氏とみてよく、単に寺社崇拜の信仰心からとみるよりも、領内の寺社興業権にもとづく保護行為とみるのが自然のようである。

経巻奥書としては、前述した岩殿山円通寺に応永六年（三三九）に奉納された大般若経六百巻があったが、そのうち五三巻が現存しており、第三六七巻の裏書には、天文一九年（一五五）四月、小山田氏開基の桂林寺住職、祥興三榮叟元松和尚が、同寺大檀那であった小山田出羽守信有の病氣平癒の祈願文を書き添えているから（古代・中世八〇）、小山田氏のこの地域への支配力を背景としたものであろう。同じように、円通寺に対しては、永禄一一年（一五八）三月に小山田信茂が戸張七掛一施を寄進しており（同一五三）、小山田氏の岩殿山への伝統的な

かわり方を継承している。

この他、小山田氏の支配領域を想定させるものとして、『勝山記』天文一六年（二五七）条の武田晴信の信州佐久郡志賀城攻めに活躍した小山田出羽守信有が、敗將笠原清繁の夫人を甲州へ連れ帰って駒橋（大月市）に囲ったとの記事もみえており、当然、領域内であったが故であろう。

次に関連文書で支配領域を推定させるものを検討しておく。図二一五で小山田氏の発給文書の宛てられている地域は、そこに同じように武田氏の発給文書が宛てられていたとしても、それは支配権の二重構造であって、小山田氏の支配領域であったことを否定するものではない。支配領域に関連して注目される文書は、武田・小山田両氏が郡内の各所に与えた関所通行手形としての過所（書）や伝馬手形であって、それらをまとめると表二一三のようになり、その宛名で明らかのように、武田氏差出しのものは、宛名が「都留郡口諸役所」とするものが多く、小山田氏の場合でも「初狩口役所」や「下口宿中」のように、両者ともに郡境を越える場合に過所や伝馬手形を与えていることが明らかである。武田氏の場合には「分國中諸役所」の表記もあって、分国全域での使用を認めたものもあるが、小山田氏にはそうしたものはみあたらない。郡内領で小山田氏のほかにこうした過所や伝馬手形を発給したものがみあたらない点とも考え合わせて、小山田氏の都留郡全域支配が想定されよう。

同じような性格のものとして、天文二三年（二五五）五月に、富士御室浅間神社に対して小山田氏がその北室の籠所の上糞料として「郡中で残らず御免一升の勸進を致すべき者也」と命じており（古代・中世九一）、郡内一円での勸進を許可しているものがみられる。また、天正六年（二五八）正月には、河口御師の玉屋に対して河口宿並の伝馬役のほか、郡中に於て諸役を免除するともみえている（同二二一）。

さらに武田氏と関係の深い国中の大寺であった塩山の向岳寺と矢坪（山梨市）の永昌院の寺領がそれぞれ都留

表二一三 都留郡内での過所・伝馬手形一覧

年月日	差出人	宛名	内容	出典
(天文9カ) 7・27	武田信虎	駒屋	馬口三疋分	中村文書
天文15・9・3	武田晴信	駒屋	分國中諸役所馬三疋	中村文書
〃 19・2・5	小山田信有	鶴郡はつきり宿所中	塩山より四日市場往来	向岳寺文書
〃 22・7・6	小山田信有	下口宿中	伝馬三つ	相州文書
〃 24・4・30	小山田信有	はつきり口役所中	馬一月に四匹	佐渡文書
永禄2・3・20	武田信玄	濃州商人佐渡	近国諸役所一月馬二疋	甲州古文書
〃 2・5・28	武田信玄	郡内	男女五人・馬壹疋	武州文書
〃 3・2・10	武田信玄	都留郡口	菅人	桑原文書
〃 3・6・6	武田信玄	諸役所中	往還荷物七疋分	勝山浅間社文書
〃 4・10・25	小山田信有	刑部隼人佐	当郡役所中二百人	刑部文書
〃 9・12・22	武田信玄	富士山中宮神主	都留郡口諸役所	勝山浅間社文書
〃 10・6・12	小山田信茂	芹沢玄蕃允	山中間役所中	芹沢文書
(元亀3)3・吉	小山田信茂	刑部新七郎	郡中諸役所半関	刑部文書
(元亀3)卯・日	小山田信茂	注連屋仁科豊前守	当郡諸役所半関	甲州古文書
天正3・8・10	武田勝頼	駒屋	分國中諸役所馬三疋	中村文書
天正7・6・朔	小山田信茂	山本宗左衛門尉	一月馬式疋口谷中役所	小佐野文書

郡内にあったが、天文二四年（二五五）四月、向岳寺領の田原郷・四日市場（都留市）の年貢徴収などの寺務については、「都留郡法」に従うようにとの武田晴信の安堵状があり、小山田氏の関与を肯定している（同九五）。猿橋（大月市）にあった永昌院領の場合では、天文二二年（二五三）に寺領年貢を代官の小山田弥七郎が滞納したの

で、武田晴信が小山田信有に命じて年貢皆済を督促させており(同八九)、さらに元龜三年(二五三)頃と推定される永昌院住職大突たまたの小山田信茂宛条目によれば、一条めに、猿橋の百姓が年貢を納めないで奉行を派遣して検分して欲しい。二条めは、年貢の納め方について、百姓が勝手なものを代納するのは困るので、半分は穀物で納めて欲しい。三条目は百姓らが年貢として納められた物を年貢輸送費として借用するのは困るといい、以下全七か条にわたって寺領内農民の非法ひぼうを小山田信茂に訴えている(同二八七)。この二例でも明らかのように、郡内領全域が決って小山田氏領であったわけではなく、こうした国中の有力寺院領や、後述するような武田氏の直接被官の知行地も混在していた。にもかかわらず、年貢徴収などの日常的所務関係については、小山田氏の関与が認められる。この点が小山田氏の武田領国内での支城領主たる由縁であって、郡代として都留郡内の一次的な支配権を有していたものと思われる。因みに、『甲陽軍鑑』(品四〇下)には「馬場・山県・内藤・小山田弥三郎、又は木曾殿・小幡・安中・あいき(相本)など、加様なる者を一国に一人づつ郡代に定て」とみえている。

関連して前述した「小山田原氏所領役帳」(古代・中世一〇九)に記載の小山田氏領についてみると、これまでにこの記載に言及したものは多いが、いずれも記載の額面どおりに、後北条氏の他国衆として小山田弥三郎信有が武蔵小山田庄成瀬郷以下一六郷で合せて四一九貫文余と、小山田弥五郎が伊豆川津郷以下五郷で合せて三八一貫文余、さらには津久井衆分四〇五貫文余のうち一〇四貫文が小山田氏所務分であったとしている。その代表的なものが『町田市史』(通史編上巻)であって、その記述は「郡内小山田氏が、戦国初期ころに至り、父祖発祥の地である武州小山田荘の一部を回復し、やがて武蔵全域が後北条氏統治下へ編入されて以後も、引き続き同氏の安堵のもとに散在所領として領有していた」というものである。散在所領というには大規模な役高であり、かつ『役帳』の成立過程については未検討の部分も多く、とりわけ他国衆の部分には問題点が多いとされている。

永禄二年(二五五)の段階では一応前述したように、甲駿相の三国同盟が機能しており、小山田氏が甲相同盟の推進者であった点よりみれば、その行賞として後北条氏よりかつての本貫地で知行を宛行われたとみられないこともないが、その場合、これ程の一轄所領を知行した痕跡が現地に残っていないなければならない。ところがこの地域は歴史的にみても鎌倉の円覚寺黄梅院・報国寺・鶴岡八幡宮領であったことを示すものはみられるが、郡内小山田氏との関係を示すものは皆無であり、かつこの時期には、北条氏康の二男氏照が油井領を形成しつつあった時期でもあり、この地域はその油井領に組み込まれていく。それを証するものは、永禄八年(二五五)五月二十五日付の成瀬村宛の北条氏印判状で正木棟別の規定しているものをはじめとしていくつかのものが残っている(『町田市史』上巻)。『役帳』ではこの油井領分は欠落しており、そうした背景もあって実態のないまま小山田氏の本貫地という名目だけで他国衆として書き上げられたのではないかと思われる。実際にも現地では小山田氏の支配を物語るものはみられず、北条氏側の軍記類にも小山田氏が他国衆として登場してくるものはみられない。

領主権の内容

戦国期の小山田氏の領主権については、従来は単に「郡内領主」であったというのみであった。その領主権の味にまで踏み込んで検討したものはなかった。しかし近年、武田氏の領国制を検討する中で小山田氏の領主制を問題にしたものが多くなり、武田氏との関係もふくめてかなり具体的なことが明らかにってきた。

これまでの研究状況を整理してみると、『町田市史』や小山田了三氏に代表されるように、小山田氏の郡内領支配の独自性を強調するものを中心であった。この考えを武田氏との関連で再構築したのが矢田俊文氏であり、戦国期の甲斐国内の権力構造は、武田・小山田・穴山三氏の基本的領主(戦国領主)と、戦国期守護としての武田氏権力との組み合わせで構成されていたとし、郡内領での戦国領主小山田氏は、外交権にもとづく政治的独立

性や第一次裁判権・第一次立法権・夫役收取権などの法的権限を所有し、領内中間諸階層（寺社、小領主）をも権限行使の対象にしていたと主張された（『戦国期甲斐国の権力構造』『戦国大名論集10武田氏の研究』収録）。大変、具体的でわかりやすい整理であるが、個々の領主権の内容については後述するように問題点も多い。

これに対して佐藤八郎氏や小峰裕美氏は、郡内領検断権や交通政策、さらには富士北麓で活発な動きをしていた御師衆の支配などで、小山田氏権力の前提として武田氏権力が作用しており、小山田氏は郡内領において武田氏からの委任統治を行っていたにすぎないとしている（小峰「小山田氏の郡内支配について」『駒沢史学』二八号）。堀内亨氏もこうした考えのようであり、とくに武田氏とのかわりを中心に、天文期、弘治、元龜年間、天正期の三期にかけて論じており、天文期は両者の領主制が競合した時期であり、弘治、元龜年間は、小山田氏の郡内支配権が武田氏に屈服された時期とし、天正期に武田氏に完全従属した時期と特徴づけている（武田氏の領国形成と小山田氏「前出」）。武田氏との関係で天文初年に一つの画期があったことは前述したが、堀内氏の意見はそれ以降、武田氏の支配権が徐々に郡内領に浸透し、天正期には軍事のみならず政治的、経済的にも武田氏に従属するに至ったというのである。しかしこの時期でも独自の領域支配を目指していたから、小峰氏のいうように「武田氏からの委任統治」ではなかったともいう。ところで武田氏が郡内に発給した文書（表二一一）をみても地域や発給文書の内容に時期的な差違はみだしたがたく、とりわけ天正期に小山田氏が全面的に武田氏に従属したという点については問題が残る。この点はむしろ評価が逆であって、信玄没後の武田氏の衰退の中で、相対的に小山田氏の郡内領支配権が強化されてきたものとみておきたい。

かつて小山田氏の郡内領主としての支配内容を考えてみたことがあるが（『郡内領小山田氏の性格』『戦国大名領の研究』収録）、その際、イ、知行宛行・安堵権、ロ、年貢・諸役等の諸税賦課收取権、ハ、警察・裁判などの治安維持権、ニ、生産にかかわる勸農・勸業権の四点をあげて、それぞれの内容を検討したことがあるが、もとよりこうした側面のみでは広範な領主権の内容を包括することはできず、矢田氏が指摘するように、郡規模の分業流通圏の掌握によって生じた法的権限の内容として、武田氏が関与することのない第一次立法権・第一次裁判権・過所発給権・検注権・夫役收取権・錢貨役收取権ほかも考慮する必要がある。矢田氏が展開した所論の個々の領主権の内容に関する分析方法は大変堅実なものであって、ほぼその結論は承認できるものである。従ってここでは個々の権限の内容について、同じような論証は繰り返さないが、前述したイ、ニの問題もふくめて、小山田氏は郡内領でこうした領主権の行使を実現していたといっただけであらう。問題は武田氏とのかわり方をどう見るかの違いであって、あえて武田氏を「戦国期守護」として小山田氏の上に置かざるを得なかったところこそ問題があると思われる。この点を端的な表現で問うならば、小山田氏は武田氏の家臣であったのか、家臣であるとするならばどういふ存在の家臣であったのか、郡内領は小山田氏の一円支配領であったのかということになる。

すでにこれらの点に関しては具体例でのべてあるので繰り返さないが、ここでは矢田氏が武田氏のみ固有な領主権であったとする第二次裁判権・第二次立法権・軍事指揮権・寺社興行権にふれておくと、裁判権に関しては、郡内領での提訴はまず小山田氏の元に行なわれたとする点はいいが、そこで解決できない場合、武田氏への上訴権が認められていることを二次的（副次的）なものとしているが、上訴は文字どおり上級裁判権であって、二重構造以外の何ものでもない。次の第二次立法権であるが、矢田氏が小山田氏の第一次立法権の根拠としてあげた単行法令としての永祿七年（一五六四）五月の「人返令」（古代・中世二二六）、永祿二年（一五六五）の「撰錢禁令」（同一〇七）、元龜三年（一五七二）三月の「半関令」（同一八三号）にしても、その法源は武田氏の分国法で

ある「甲州法度」や個別定書であって、小山田氏は単にそれを上意下達したにすぎない(柴辻俊六「譜代家老衆小山田氏の郡内領支配」前出)。さらに軍事指揮権はよいとしても、寺社興行権に関していえば、小山田氏にも例えば元龜元年(二五〇)一〇月に上吉田の西念寺の再建造営のために条目を定めたように(同一七三)、武田氏と同じような内容をもつものがいくつかみられる。矢田氏は小山田氏が独自の判物・印判状を発給していたことを高く評価しているが、これは他大名の支城領でも確認されることであり、武田領でもさらに所領規模の小さい武田一族や奉行人クラスの家臣領でもみられることである。この他、小山田氏の領主権の内容として確認できる点は、表二―二で明らかのように、自らの給人への官途付与や感状発給なども確認できる。

以上の点から、郡内領における小山田氏の領主権の内容をみておくと、まず大名権力としての武田氏の立法権、軍事指揮権、外交権など領国経営全体にかかわるような上位権力が存在し、そのもとで前述したような郡内領に限定された日常所務的諸権限が小山田氏に許容されていたと考える。これが支城領主および都留郡代としての存在形態であり、支配の二重構造といわれる由縁である。

家臣団編 次に郡内領の支城主(郡代)としての小山田氏独自の家臣団の状況と郡内支配のための職制組織成と職制などの問題があるが、この点に関しては、従来あまり問題にされたことがなく不明な部分が多い。断片的ではあるが、関連史料によってこの点を少しみておきたい。

まず、家臣団については、一つには時期的な変遷もあり、かつ家臣団と規定する領内各層の範囲の限定性もあるが、時期的には天文初年以降の小山田自身の武田氏被官化後に関するものが中心である。一概に被官関係といっても多様な結びつきがあるが、小山田氏より知行地や各種の給恩を宛行いまたは安堵され、それに相当する軍役を勤めていたものに限定されよう。最初に家臣団の規模であるが、前述した武田氏の最盛期であった元龜三

年(二五三)の「惣人数書上表」(古代・中世一八九)の記載が注目される。そこには譜代家老衆として「小山田弥三郎 二百五十騎」とあって、さらにその内寛の衆として、奥脇加賀守・小林尾張守・小山田禪正、上原能登守、小山田掃部、加藤丹後守、安左衛門の名がみえており、これらは小山田衆の中の最上層部の家臣と位置づけられている。出典が『甲陽軍鑑』(品一七)であるため、この中に前述した上野原在住の武田氏被官であった加藤丹後守信景の名がみられるように問題点も多いが、一応の目安とはなる。これによると小山田氏家臣団の最上層部は一族と奥脇・小林氏など数人の寄親的小領主で構成されており、このうち一族と思われる小山田掃部に関しては、天正元年(二五三)九月に同人が武田氏伝馬手形の奉者となつていられるのがみられる(古代・中世一九六)。当主が竜朱印状ほかを奉じたものはみられないが、その代りに一族が一定期間、出府して奏者を勤めたと思われる。

さらに奥脇加賀守房吉に関しては、永禄一〇年(二五七)八月に武田信玄が分国内諸將にその忠誠を誓わせるために提出させたいいわゆる「武田諸士起請文」にも、「小山田被官」の一人としてその名がみえており、そこには同列として小林和泉守房実、河村治部左衛門尉房秀、牛田善右衛門尉真綱の名もみえていられる(古代・中世一四八)。他の史料では後述する小林和泉守の場合を除いて、他氏の詳しい動向はわからないが、この時期にはこの四名も小山田衆を代表する家臣であったことがはっきりしている。

やや年代は遡るが、前述した永正一七年(二五〇)の岩殿山円通寺へ奉納の棟札(同五七)には、当主小山田信有につづいて、平藤丸上の奉行、藤原道光下の奉行とあり、さらに源実次以下有姓の諸氏が一〇数人書き上げられている。この中に前出した奥秋・牛田氏らの名もみえており、彼らが小山田氏のもとでの伝統的な小領主層であったことを示している。ここでは、従来より問題にされている「奉行」の表現が注目されるが、上奉行の平藤

丸は小山田氏一族と思われ、下奉行の藤原道光は前出した小林尾張守である(『勝山記』天文四年条、『甲斐国志』は上下遊記している)。さらに領内の職制を予測させるものとして、「当郷代官長沼以秀」との記載もみえており、この段階では岩殿山円楽寺の所在した賑岡郷（賑岡）が小山田氏の直轄領とも推定され、直轄地に代官を置いて支配する方式は、武田氏の場合と全く同じである。

領内の職制については、『勝山記』にもそれに類するものがみられる。まず、永正六年(一五五九)と天文四年(一五五五)条には「下ノ検断殿」とあって、前出した小林道光が下の奉行であったことが確認される。さらに弘治二年(一五五〇)から始まった松山の小林和泉守と下吉田衆との宮川の川除をめぐる争いに際しては、小林尾張守貞親が奉行人として両者の仲介をしている記事がみられる。この小林尾張守家に関しては、河口湖町船津に尾張守屋敷跡と伝える場所があって、『甲斐国志』(人物部六)では、『勝山記』にみえる小林刑部左衛門と同人とし、小林一兵衛をその男というが、同族で分家した松山の和泉守家との混乱がみられる。さらに若干遡って、文明七年(一四七五)に富士御室浅間神社に神田を寄進した小林入道正喜は、この尾張守家のもと思われ、早くから河口湖周辺の地侍としてこの地域の小領主であったことが知られる。『勝山記』でも永正一四年(一五三七)頃から、北条・今川勢の郡内進入に対抗する際の郡内勢の先頭に立って活躍する記事が数か所みられる。同じ小林氏であるが、永正一三年(一五五六)条から断続的に宮内丞の名もみられ、前述した永正一八年(一五五三)の武田信虎の郡内巡見の際の宿所や、天文九年(一五四〇)五月の武田信虎・晴信父子による佐久郡攻めの際には、小林宮内丞殿が小山田氏の代理として一城を預っており、同一三年(一五五〇)一二月には、使者として小田原城の北条氏康のもとにも赴いている。これらを総合すると、小林氏の系図が知られていないので断定的なことはいえないが、尾張守と宮内丞は同じ船津の小林氏と思われ、父子ないし同一人と判断される。

同じ小林一族には、先の武田信玄に提出した起請文にみえる和泉守を称する家もあり、大永三年(一五二三)には「大原代官」と称されており、松山(富士吉田市)に屋敷があったところから松山殿ともいわれ、刑部左衛門・一兵衛もこの和泉守家であり、前述した宮川の川除をめぐる下吉田衆との抗争の当事者であった。『勝山記』には、この他にも小林姓のものが多くみられ、個々について系図上の位置づけはできないが、小林氏一族が河口湖周辺で絶大な勢力を持っていたことを示している。

他に『勝山記』で「殿」の表記のある氏族を列記すると、河口・山中・大石・倉見の新九郎・境の弾正・小沢式部・渡辺庄左衛門・渡辺出雲などの名がみられ、このうち倉見新九郎と境の小山田弾正については『甲斐国志』(人物部)では同一人とし、境(西桂町)の天神社にあった天正二年(一五七四)の棟札に「倉見境ノ主平朝臣有誠」とあって、小山田一族であり、前述した『甲陽軍鑑』でいう小山田弾正のことであり、現在も同地に弾正屋敷跡が残っている。しかし別人との説もあってさらに検討が必要である。他氏については、はっきりと小山田氏との関係を示す徴証はないものの、それぞれ大字（おほな）を姓としているものが目立つように、その地域を代表する小領主(地侍)であって、小山田被官とみてよいもの達と思われる。

小山田氏家臣団の実態はつかみにくい。以上のような小領主層以外にも小山田氏と被官関係があつて家臣と位置づけられるものも多かったと思われる。史料的にはそのうちの一部のものしか明らかでないが、例えば、永禄一三年(一五七〇)四月に小山田信茂によって渡辺又五郎の跡地を宛行われた新倉郷(富士吉田市)の萱沼大炊左衛門尉(古代・中世一六九)や、元龜四年(一五五三)七月に大原(足和田村)の孫右衛門尉跡地を安堵された竹寿(三浦氏)のように(同一九二)、小山田氏から田畑・屋敷を安堵されたり、恩地を宛行われて、その代りに軍役を勤めていたものもいる。彼らの在地での経営状況までは判然としないが、名田・屋敷地ほかの保有が確認でき

るから村落内の上層農民であり、前述した小領主層につぐ村落内指導層と思われる。

同じように、小山田氏から知行の宛行や安堵を受けたたり、諸役免除を受けている例は、富士浅間神社の御師町として発展していた上吉田・河口の御師衆宛のものにも多くみられ、例えば永禄二年（一五六）一〇月の河口御師中村与十郎宛の小山田信茂判物（古代・中世一五六）にみられるように、「其方親が相抱え候屋敷・坊中・名田など」を安堵し、その代りに奉公（軍役）を義務付けている。この場合も先の村落内上層農民と同じように小山田氏によって名田ほか安堵されており、家臣団とみてよいであろう。しかし単に諸役免許状のみを付与されたものは、後述するように商人・職人にも多く、同じ御師衆であっても知行宛行＝軍役関係のないものは家臣とはいえないであろう。この点で興味深いのは、「勝山記」の弘治二年（一五三）条であり、この年小林尾張守貞親が田に井戸を掘り、それを小山田弥三郎の被官が探題として検分した。下吉田の地下衆は意見が分れ、これに反対する二〇人が小山田氏の家人を頼って谷村に赴き訴えたが、取り上げられないので甲府の武田氏に訴え、ようやく二十人衆の主張が認められ、小林氏の被官は屋敷払いとなった。同時に二十人衆の寄子も放逐され小山田氏の馬廻りになったという。地下衆は下吉田の上層農民と思われる、これは小領主と村方との用水争論であるが、武田氏の喧嘩両成敗の裁定によって、下吉田衆の寄子が小山田氏の足輕に組み入れられた点が特異である。小林氏の被官やこうした地下階層までを小山田氏家臣団とみることはできないが、郷村内や町宿での小山田氏被官を確定させることは困難な作業といわざるをえない。

在地の支配状況

次に小山田氏と直接的な被官関係のない在地各層についてみておくと、まず「勝山記」で前述した小山田家臣とみられる在地の小領主層（地侍）と対立する立場にあった「地下人」を問題にしなければならない。典型的なのは下吉田衆であって百余人が対小領主という点では一応結束していた。

地下衆の全貌と個々の経営内容を示すような史料はみられないが、例えば、元亀元年（一五七）に上吉田の西念寺の焼失移転に伴なう「寺領仕置日記」（古代・中世一七六）によれば、下吉田で年中の仏供燈明料を負担する者として萱沼右馬允ほか一八名を載せ、年貢衆として伽藍修造費を負担するものとして小林七郎右衛門ほか八名と上吉田で雁丸ほか三三名の名を書上げている。前者は西念寺の旦那と思われる、後者が寺領請作者（年貢衆）ということであろう。旦那は別として、年貢衆に限ってみても、小林・小沢・刑部・真田の姓をもつ侍衆および両宿の御師のほか、単に屋号のみの御師や僧侶もみられ、数量的には無姓の農民が多い。もちろん両宿ともに寺領に係した一部のもの達であるが、住民構成の一端は窺える。個々の寺領については、請作地の一部であって、経営の主体は別にあつたと思われる。併せて彼らは寺領に課される鎮守寄進料・代官免・大工免も負担していた。この帳簿の所要所には小山田信茂の朱印が押されていて、領主側で作製したものであることがはっきりしている。これのみでは宿内の階層性は不明であるが、檀家衆にみえる萱沼・小林氏は前述した小山田被官であり、年貢衆であつた御師の中にも小山田被官であつたものが若干みられる。寺社領に対するこうした関与のあり方が、支城主としての小山田氏の領主権の一部であつたといえる。

御師衆の支配に関しては、表二―二にみられるNo.4・7・14・15・17・20ほかの御師宛の多くの発給文書が物語っているように、被官関係のないものに対しても、諸役免許や過所を与えてその商業活動を保護し、軍役以外の奉公を申し付けている。特異な例としては、永禄二年（一五六）に小沢坊に与えた定書では、参詣道者が郡内領に持ち込む悪銭を取り締ることを命じており（古代・中世一〇七）、また、元龜三年（一五三）には刑部・仁科両御師に参詣者の郡中諸役所での関銭の半減を申し渡したように（同一八三・一八五）、富士参詣者の持たらず銭貨に特別な留意を払っていた点も確かである。

この他、商職人支配に関するものとして、その残存史料は少ないが、同じく表二―二でのNo.27には、国中の商人であった鶴瀬の佐藤氏に対して初狩関所の通行を許可しており、「郡中諸役所共、市馬之口壺疋之分」の免許とあり（古代・中世一三五）、国中地域との流通を担当した商人であろう。遠国からの商人も受け入れており、天文一九年（一五五〇）には美濃商人の佐藤氏に武田氏過書の発給を取りついでいる（同二〇六）。町場化していた吉田宿には諸国から商人が参集したといわれており、例えば表二―三にみえる濃州商人佐渡や表二―二のNo.10・64などの遠隔地よりの商人の来宿を示すものが断片的にはみられるが、その実態は不明であり、それ以上に谷村を拠点とした御用商人の存在も関連史料が皆無であり、今後の問題である。

職人支配についても具体的な史料は少ないが、永禄十一年（一五七〇）九月に、小山田信茂が河口番匠の勘祖に与えた判物では、同じく番匠である新五郎の二人に対して棟別諸役を免除しており（古代・中世一五五）、その代償として「隨身の奉公」を課している。同じように天正五年（一五七七）四月に同地の番匠倉沢氏に与えた信茂判物（同二二〇）によれば、奉公の内容は細工役であって、在郷のまま技術に応じた奉公を勤めていたことが明らかである。吉田・谷村など町化していた地域はこうした職人が集住する傾向にあり、町場拡大の一要因になっていた。